

プロフェッショナル人材戦略拠点事業委託業務仕様書

1 委託業務名

プロフェッショナル人材戦略拠点事業

2 目的

プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「本事業」という。）は、県内に岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、企業が持つ未活用の技術やノウハウなど潜在的可能性を積極的に掘り起こすとともに、プロフェッショナル人材や都市部大企業人材の活用により、個々の企業の事業革新を図ることで、企業の稼ぐ力を強化することを目的とする。特に、昨今では大企業等で活躍する人材を業務委託契約により従事してもらった「副業・兼業」の形態での活用も広まってきており、高いスキルや専門性を持った副業・兼業人材とのマッチングや、デジタル化の流れが加速する中で、デジタル実装に資する人材の育成・確保が課題となっていることから、デジタル人材と県内企業とのマッチングを支援する。

また、全国横断的なネットワーク構築のため、プロフェッショナル人材戦略全国協議会に参加し、都市部大企業等との連携強化による多様なプロフェッショナル人材の開拓、副業・兼業をはじめとした柔軟な働き方改革の推進など、地方創生の実現に向けた効果的な取組を実施する。

3 用語の定義

本事業において、以下の用語は、以下に示す定義による。

(1) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の稼ぐ力を強化する人材及び、企業が抱える問題や課題を、高度な知識・技術・技能により解決できる人材（常勤者の他に、副業・兼業といった雇用形態及び業務形態も含む。）

(2) プロフェッショナル人材戦略拠点

県内の中堅・中小企業に対して、攻めの経営・経営改善の意欲を喚起し、プロフェッショナル人材に対するニーズを明確化すると同時に、様々なニーズの顕在化に取り組む関係者をコーディネートする拠点

(3) プロフェッショナル人材戦略全国拠点協議会（以下「全国協議会」という。）

プロフェッショナル人材事業を行う各道府県及びその拠点にて構成される、各拠点間の情報交換や、各拠点が連携して行うことが求められる事業の運営、及びその支援を行う機能を持つ協議体

(4) プロフェッショナル人材戦略全国事務局（以下「全国事務局」という。）

全国協議会内に設置された、プロフェッショナル人材事業に係る事務を遂行する組織（各拠点の活動状況の収集・分析、それに基づく助言・情報展開、及びシンポジウム・セミナー・研修会の開催等、事業全体の推進を行う。）

(5) プロフェッショナル人材戦略マネージャー（以下「マネージャー」という。）

県全体と企業の成長戦略の具現化と優れた人材の好循環の形成をマネジメントし、地域全体の人材戦略のコーディネート役を担うプロフェッショナル人材戦略拠点の責任者

4 事業内容

(1) 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営

ア 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置及びマネージャーの採用

- (ア) 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、マネージャーを1名採用すること。採用にあたっては、県と事前に協議すること。
- (イ) マネージャーの勤務形態は、原則常勤とするが、非常勤でも差し支えない。
- (ウ) マネージャーには、関係者との連携等にリーダーシップを持って取り組み、地域産業全体の活性化という視点のもと、経営者に対し、成長戦略を実現できる取組やそのためのプロフェッショナル人材の採用を薦めていくことができる人物を採用すること。

イ 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営体制

(ア) 営業日

営業日及び営業時間は、月曜日から金曜日まで8時30分～17時15分を原則とする（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）。

(イ) マネージャーの配置及びスタッフの採用

マネージャー1名の配置と下記スタッフを配置すること。

スタッフ名	人数	業務形態条件	配置
サブマネージャー	4名以上	常勤1名以上を必ず採用すること。 県内金融機関からの出向者またはOB人材を1名以上採用すること（常勤、非常勤を問わない）。	必須
アシスタント	2名以上	常勤、非常勤を問わない。	任意

<各スタッフの役割>

(a) サブマネージャー 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点の副責任者。企業への働きかけなど、個別案件の掘り起こし、コーディネートを中心に活動しつつ、マネージャーのサポート業務も担う。また、金融機関や都市部大企業等との連絡調整や全国協議会との調整を図る。

(b) アシスタント マネージャー等のサポート、来訪者への相談対応、庶務事務等を行う。

(2) 岡山県プロフェッショナル人材戦略協議会の開催

岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点は、関係者間の連携を強化し、本事業を浸透させ、効果的なものとしていく観点から、県内の金融機関、登録事業者、商工会議所等をメンバーとし、マネージャーを議長とする「岡山県プロフェッショナル人材戦略協議会」を設置し、その運営を担い、3回程度開催（対面もしくはオンラ

イン) する。

(3) 各関係者との連携

ア 民間人材ビジネス事業者との連携

(ア) 複数の民間人材ビジネス事業者を本事業の連携事業者として、事前登録すること(事前登録された民間人材ビジネス事業者を、以下「登録事業者」という。)

(イ) 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点、国の施策で行っているハローワーク等とは異なり、人材紹介機能(あっせん機能)を有していないことから、本事業は、人材紹介機能(あっせん機能)を有している民間人材ビジネス事業者との連携を前提としている。民間人材ビジネス事業者と求人ニーズの紹介や掘り起こしなどで連携するとともに、民間人材ビジネス事業者を利用しないケース(企業から民間人材ビジネス事業者の利用を拒まれた等)については、ハローワークをはじめとした他事業を紹介するなど便宜を図ること。

(ウ) 求職者から直接問い合わせがあった場合、そのニーズを登録事業者へ取り繋ぐこととし、個別の具体的な求人情報の提供は行わないこと。

※岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点は、求人ニーズのある企業へ求職者を直接紹介・取り繋ぎをするといったことのないよう注意すること。

※民間人材ビジネス事業者の事前登録は、複数者を前提としている背景から、求人ニーズのある企業を、どの民間人材ビジネス事業者に紹介・取り繋ぎをするかは、公正なルール設定の上、運用すること。

イ 県内金融機関等との連携

・県内金融機関等と連携し、県内の企業に対し、プロフェッショナル人材の活用を促していくこと。

・県内金融機関等との連携により、県内の企業から求人ニーズが出てきた場合は、登録事業者へ取り繋ぐこと。

(4) 企業プレゼンテーションの開催

求人ニーズのある企業から、登録事業者に直接求人情報を伝えたいとの申し出があった場合には、登録事業者を招集し、プレゼンテーション等を行う場(対面もしくはオンライン)を提供すること。

(5) 全国事務局との連携

ア 国が設置する全国協議会に、岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点として参画すること。

イ マネージャーは、全国事務局が年3回程度実施する全国協議会及びブロック協議会に参加すること(マネージャーがやむを得ない事情で参加が困難な場合は、サブマネージャー等による代理参加を認める)。

ウ 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点が関与し、県内の企業にプロフェッショナル人材が採用された全ての実績(※)、相談件数を把握、管理し、事業の実績・進捗状況、協議会の開催状況、成功事例、課題・問題点等と併せて、別途通知の報告様式により、県及び全国事務局へ毎月報告すること。

※登録事業者と連携し、実際の就職の有無、転職前後の居住地等について把握すること(様式については別途通知)。

エ 国が開設し運営等を行うポータルサイトに掲載する情報や拠点及びマネージャ

一の紹介原稿等を作成すること（内容及び提出方法については、別途通知）。

(6) 都市部大企業等との連携促進

プロフェッショナル人材事業の一つとして取り組んでいる大企業連携事業について、同事業を周知するとともに、パートナーシップ協定を締結している都市部大企業との人材交流の促進に取り組むこと。

(7) 副業・兼業人材の活用促進

全国的に広がりを見せるプロフェッショナル人材の副業・兼業の形態による活用について、事例集を作成するなど活用方法やメリット等を周知するとともに、県内企業の経営課題解決に向けたニーズの掘り起こしやマッチングに取り組むこと。

(8) デジタル人材とのマッチング支援

デジタル化の流れが加速する中で、デジタル実装に資する人材の育成・確保が課題となっていることから、セミナーの開催などを通じてデジタル化の支障となっている要因の解決を図り、デジタル人材と県内企業とのマッチングを支援する。

(9) その他

その他の事項及び詳細については、県と協議の上、決定する。

5 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 契約限度額

57,334,123円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに委託業務実績報告書（別紙様式1）を作成し、報告しなければならない。
- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。なお、これによりがたい場合は、リースによる対応とすること。
- (3) その他の事項及び詳細については、別途、県と協議の上決定する。

8 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の成果物に係る著作権等は、岡山県に帰属する。
- (2) 本事業実施に際して知り得た企業及び個人の事実・情報等については、「個人情報取扱特記事項」（別記）のとおりとする。
- (3) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度、岡山県産業労働部経営支援課と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (4) 岡山県産業労働部経営支援課は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

(別紙様式1)

番
令和 年 月 日 号

岡山県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

プロフェッショナル人材戦略拠点事業実績報告書

年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について、当該業務が完了したことを報告します。

記

1 業務名

2 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 報告事項

(1) 実施状況、成果

(2) 事業費

委託業務収支決算書

(単位：円)

収入科目	決算額	支出科目	決算額	備考
計		計		